

人 材 紹 介 契 約 書

株式会社●●（以下「甲」という）と、スタートアップキャリア株式会社（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用し甲に入社した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。
上記「理論年収」は、次の算式により計算する。
理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋入社一時金＋その他定期的に支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）
なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額＋入社一時金を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。
2. 被採用者が自己都合により入社後に甲を退職した場合、乙は退職時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月以内	80%
入社から3ヶ月以内	50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第3条（支払）

1. 甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 乙は第2条2項に定める返還するコンサルティング料を、被採用者の退職月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 1. 2項の振り込みの際、甲及び乙は、報酬にかかる消費税を報酬に加算して支払うものとする。

第4条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく紹介のあった日から1年以内に採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第5条（資料の揭示）

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

第6条（機密保持）

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- ① 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- ② 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- ③ 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- ④ 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報

- ⑤ 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第7条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第8条（反社会的勢力の排除）

乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約有効期間にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) 第1条第1項に定める本サービスにおいて、暴力団員等の紹介

その他前各号に準ずる行為

3. 甲は、乙が、前二項各号の確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約を直ちに解除することができる。この場合において、甲は、乙に対して損害を賠償することは要さない。また、乙は、かかる解除による損害が甲に生じたときは、甲に対して全ての損害を賠償するものとする

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第10条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。

- ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
- ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
- ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第11条（損害賠償責任）

1. 甲または乙は、本件契約に違反し相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、本件業務の遂行による採用の確実性、被紹介者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本件業務の効果、被紹介者に関する一切について何ら保証しない。甲は、適性検査、身辺調査その他の調査を行うなど、自らの責任と費用において被紹介者に関して調査する。

3. 第1項の規定にかかわらず、人材の採用決定権限が全て甲にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後乙の責に帰すべき事由によらずして退職した場合、または、入社を意思を表明したにもかかわらず入社しなかった場合、被紹介者と甲その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、第2条2項に規定する場合を除き、被紹介者の紹介または採用により甲その他第三者に生じたいかなる損失、損害もしくは請求について一切の法的責任を負わない。

第12条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第13条（裁判管轄）

第11条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲：

乙：